

2019年7月26日

英語版の邦訳 (訳者 中村)

危険物輸送および化学品の分類および表示に 関する世界調和システムに関する専門家委員会

化学品の分類および表示に関する世界調和システム専門家小委員会

第37回化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) 専門家小委員会報告

開催場所・日時:ジュネーブ、2019年7月8日~10日

項目

		パ	ラグラフ	頁
I.	参加者	í	1-6	4
II.	会議の)開始	7	4
	事務局	号の異動	7	4
III.	議事次	ヾ第の採択(議題 1)	8-10	4
	ECOS	OC 決議 2019/7 及び発行状況	9-10	5
IV.	分類基	基準及び関連する有害性情報の伝達に関する事項(議題2)	11-35	5
		HS 小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会 (TDG 小委員会)での作業	11-15	5
	1.	試験方法及び判定基準のマニュアルの付録 6 における 温度限界の適用	11	5
	2.	粒子の大きさ、もろさあるいは被覆物の検討に関連した酸化性液体及で酸化性固体の試験法の改善	び 12	5
	3.	その他の関心事項	13-15	6
	B. 5	第2.1 章の検討	16-25	6
	1	. 爆発物のクラスの範囲の明確化	16-18	6
	2	. GHS の新たな第 2.1 章(爆発物)の開発	19-25	6
	C.	津康有害性分類に対する非動物試験法の使用	26	7
	D. §	ミ際の分類に関する問題	27-31	7

	E.	誤えん有害性	32	8
	F.	ナノマテリアル	33	8
		ナノマテリアルへの GHS 分類基準の適用性の検討	33	8
	G.	物理化学的危険性クラスにおける同時分類と危険有害性の 優先順位	34	9
		2019年7月9日に実施した物理化学的危険性の組合せに関する		
		非公式作業グループ会議での議論の結果	34	9
	Н.	その他	35	9
V.	危險	食有害性の情報伝達に関する課題(議題 3)	36-48	9
	A.	実際の表示に関する問題	36-40	9
		化学製品に対する危険有害性情報のデジタル化	36-40	9
	B.	附属書1から3の改善及び注意書きのさらなる合理化	41-53	10
		1. 附属書 1-3 非公式作業グループの作業状況	41-48	10
		2. 附属書1への変更案	49-50	11
		3. 附属書 3 の可燃性ガスの区分と細区分の表示に対する 変更案	51-52	11
		4. H410、H411、H412のフランス語版に対する修正案	53	11
	C.	附属書4のサブセクション A.4.3.3.2.3 の検討	54	11
	D.	その他	55	11
VI.	GH	S の実施(議題 4)	56-70	12
	A.	GHS に基づいて分類された化学物質のリストの開発の可能性	56-58	12
		グローバルリスト非公式作業グループの状況更新	56-58	12
	B.	実施状況に関する報告	59-65	12
		1. GHS の実施状況における情報	59-61	12
		2. 「化学製品の安全性に関する」ユーラシア経済連合(EAEU)の		
		技術規制に関する最新情報	62-63	13
		3. 欧州連合	64-65	13
	C.	他の団体及び国際機関との協力	66-69	13
		1. OECD	66-67	13
		2. バーゼル、ロッテルダム及びストックホルム条約事務局	68-69	13
	D.	その他	70	14
VII.	GH	S 判定基準の適用に関するガイダンスの開発(議題 5)	71	14
VIII.	能力	能力強化(議題 6)		
IX.	その	つ他(議題 7)	74	14
X.	報台	h書の採択(議題 8)	75	14

附属書

I. 参加者

- 1. 化学品の分類および表示の世界調和システムに関する専門家小委員会は、2019年7月8日から10日にかけて第37回会議を開催し、Paul Taylor(オーストラリア)氏が議長を務めた。
- 2. 以下の国々からの専門家が会議に出席した: Australia, Austria, Canada, China, France, Germany, Italy, Japan, Netherlands, Norway, Republic of Korea, Russian Federation, Spain, Sweden, United Kingdom and United States of America。
- 3. 経済社会理事会の手続き規則 72 に基づき、Slovakia と Switzerland もオブザーバーとして参加した。
- 4. バーゼル、ロッテルダム、ストックホルム条約事務局の代表も参加した。
- 5. 次の政府間機関もまた代表された:欧州連合及び経済協力開発機構 (OECD)。
- 6. 以下の非政府組織の代表がそれぞれの関連する事項について議論に加わるために参加した: Association of European Manufacturers of Sporting Ammunition (AFEMS), Australian Explosives Industry and Safety Group Incorporated (AEISG); Compressed Gas Association (CGA); Dangerous Goods Advisory Council (DGAC); Dangerous Goods Trainers Association (DGTA), European Association of Automotive Suppliers (CLEPA), European Chemical Industry Council (CEFIC); European Industrial Gases Association (EIGA); Federation of European Aerosol Associations (FEA); International Association for Soaps, Detergents and Maintenance Products (AISE); International Paint and Printing Ink Council (IPPIC); International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA); Institute of Makers of Explosives (IME); Responsible Packaging Management Association of Southern Africa (RPMASA); and Sporting Arms and Ammunition Manufacturers' Institute (SAAMI)。

II. 会議の開始

事務局の変更

7. 持続可能な輸送部門の長である Yuwei Li 氏は、2019年6月1日時点で、「道路交通安全対策及び危険物セクション」のチーフとして Romain Hubert 氏が任命されたことで、そのポストの採用プロセスが完了したことを小委員会に報告した。彼は、Kervella 氏の退職から Hubert 氏の採用までの期間、サービスの中断を避けるために危険物チームが行った素晴らしい仕事に対して感謝した。小委員会は、Hubert 氏を歓迎し、その期間における危険物チーム、特にセクションチーフとして行動した Garcia Couto 氏の優れた業績に対して Li 氏と共に感謝した。

III. 議事次第の採択(議題 1)

文書: ST/SG/AC.10/C.4/73 (Provisional agenda)

ST/SG/AC.10/C.4/73/Add.1 (List of documents and

annotations)

非公式文書: INF.1, INF.2 (List of documents)

INF.5 (Provisional timetable)

8. 小委員会は、非公式文書 INF.1 から INF.27/Rev.1.を考慮し修正した後、事務局が用意した暫定議題を採択した。

ECOSOC 決議 2019/7 及び発行状況

- 9. 2019 年 6 月 6 日に経済社会理事会が、2017-2018 年の間における委員会および小委員会作業に関する事務局長報告書(document E/2019/63)を検討し、第 9 回会議(ST/SG/AC.10/46, annex IV)において委員会が作成した決議を修正なしで採択したことについて、事務局が小委員会に報告した。決議は E/RES/2019/7 として配布されるであろう。
- 10. 小委員会にはまた、事務局が既に、危険物輸送に関する勧告 モデル規則第21改訂版及び化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) 改訂8版の英語版を発行したことが報告された。試験方法及び判定基準のマニュアル改訂第7版の英語及び仏語の公開は、2019年末までに公表される予定である。
- IV. 分類基準及び関連する有害性情報の伝達に関する事項(議題 2)
 - A. GHS 小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会 (TDG 小委員会)での作業
 - 1. 試験方法及び判定基準のマニュアルの付録 6 における温度限界の適用

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2019/1 (CEFIC)

非公式文書: INF.24 (Report of the Working Group on Explosives)

INF.25 (Secretariat)

- 11. 小委員会は、試験方法及び判定基準のマニュアルの付録 6 の 3.3(c)章に、発熱分解エネルギーの評価に 500℃の上限温度限界を設ける説明文章を再導入する提案が、TDG 小委員会の爆発物に関する作業班(非公式文書 INF. 25、項目 1 参照)で検討されたことに注目し、そこにおける結論に同意した。
- 2. 粒子の大きさ、もろさあるいは被覆物の検討に関連した酸化性液体及び酸化性固体の試験法の改善

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2019/4 (France)

非公式文書: INF. 16 (France)

INF.25 (Secretariat)

12. 小委員会は文書によって提供された情報に注目し、2019-2020 の作業計画に従った本トピックに関する作業を引き受けていることに対し、フランスの専門家に感謝した。

3. その他の関心事項

非公式文書: INF 24 and INF.25 (Secretariat)

- 13. 小委員会は、TDG 小委員会が化学物質の試験に対する OECD ガイドライン No. 439 を考慮して、モデル規則の 2.8.3.2 の改正案を採択したことに注目した。それは、モデル規則の目的のために、さらに新たな試験をすることなく皮膚に対する非腐食性として物質または混合物を検討することを許可するものである。また、腐食性に対する試験法で容器包装グループを区別できない場合に、物質または混合物を容器包装グループ1に割り当てるための文言も含まれる(非公式文書 INF.25、項目 3 参照)。
- 14. 爆発物に関する作業班の議長は、非公式文書 INF.24 の 6 から 8 に記載されているように、試験シリーズ 4 (b) (ii) に関連するトピックついての結論を紹介した。
- 15. 試験シリーズ 6 に関連して、SAAMI が主導する非公式コレスポンデスグループが議論を継続し、危険な影響と見なされるべきものに関するガイダンスを開発し、適切であれば、6(d)の基準を改良することが小委員会に報告された。

B. 第2.1章の検討

1. 爆発物のクラスの範囲の明確化

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2019/7 (SAAMI)

非公式文書: INF.6 (Sweden)

INF.14 (SAAMI)

- 16. 小委員会は、爆発物に関する作業班の結論に同意し、爆発物の定義における作業は独立したプロジェクトであり、GHSの第 2.1 章を検討する作業とは無関係に提案を作成できることを確認した。
- 17. 提案は、モデル規則のために最初に開発され、その後、その範囲と目的に合致するよう GHS への包含に適合させることができる。
- 18. GHS 小委員会は、この議題において爆発物に関する作業班における議論の結果に従うべきであるとされた。

2. GHS の新たな第 2.1 章 (爆発物) の開発

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2019/5 (Sweden)

非公式文書: INF.8 and INF 18 (United States of America, IME, SAAMI),

INF.9, INF 21 and INF.26 (Sweden)

INF.24 (Report of the Working Group on Explosives of the TDG

Sub-Committee)
INF.25 (Secretariat)

19. スウェーデンの専門家は、文書 ST/SG/AC.10/C.4/2019/5 に記載された状況報告を説明し、目標は、必要に応じて第 40 回会合で最終決定するために、第 39 回小委員会までに修正された GHS 第 2.1 章を提供する提案を提示することであると述べた。アメリカの専門家は、検討中の新たな分類に対する提案された基準と関連する定義を含む非公式文書 INF.8 を紹介した。

- 20. 爆発物に関する作業班の議長は、非公式文書 INF.24 パラグラフ 8 に記載された GHS 第 2.1 章に関する議論の結果について報告した。スウェーデンの専門家は非公式文書 INF.21 に含まれた爆発物に関する作業班と GHS 第 2.1 章の検討に関する非公式コレスポンデスグループとの合同会合における非公式な議論について報告した。
- 21. 一部の専門家は、爆発物として分類される現在の基準を満たさない爆発特性を有する物質あるいは混合物に対する危険有害性の情報伝達に関して、いくつか未解決の政策課題がまだあると指摘した。追加的な危険有害性情報は安全データシートで提供されうるが、いくつかの国においては、分類が安全データシートを要求する前提条件となっている。
- 22. 一部の専門家の意見では、これらの物質あるいは混合物を分類する試験シリーズ 1 の使用に関して、これが爆発物に対する GHS の範囲を拡大しうるものとして、いくつかの懸念があげられた。また、爆発物に対する GHS の範囲の拡大は、産業界に重大な法的効果をもたらすことが言及された。スウェーデンの専門家は、提案される可能な解決策は、小委員会により非公式コレスポンデンスグループへ与えられる委託事項に従って、2.1 章の現在の範囲にとどめることであろうと述べた。
- 23. 小委員会は、GHS 第 2.1 章の検討に関する非公式コレスポンデスグループが 2019 年 7 月 8 日午後に会合し、主に新たな GHS 分類システムの様々な分類に対す る危険有害性情報の伝達要素を議論し、それら議論の結果は非公式文書 INF.26 で 記載されているとの報告を受けた。小委員会は、その作業に対し、スウェーデンの専門家と非公式コレスポンデスグループに感謝した。
- 24. 輸送のためのクラス 1 に割り当てられない物質及び混合物の一般的な除外 (非公式文書 INF.26 のパラグラフ 3 参照) も物品に含めるべきであることが言及され、小委員会はこの解釈に同意した。
- 25. 基準と危険有害性情報の伝達要素の最終案に向けて明かに進捗がみられ、小委員会は爆発に関する作業班と非公式コレスポンデスグループにおける議論の結果に期待していると締めくくった。

C. 健康有害性分類に対する非動物試験法の使用

非公式文書: INF.17 (United Kingdom and the Netherlands)

26. オランダの専門家は、非公式文書 INF.17 に記載された状況報告を提示した。 小委員会はその更新情報に対して非公式作業グループに感謝した。非公式作業グループの会合は 2019 年 7 月 9 日、本会議の後に開催され、その作業に関する進捗報告は、第 38 回会合で提出されることに留意した。

D. 実際の分類に関する問題

眼に対する重篤な損傷性の混合物の分類に対するカットオフ値/濃度限界

非公式文書: INF.13 (United States of America)

27. 小委員会に、眼に対する重篤な損傷性として混合物を分類する GHS のカットオフ値/濃度限界におけるソートスターター: 科学的レビューが提示された。 入手可能であれば、非公式作業グループの作業を支援するため、科学的レビュー や科学的な研究におけるデータを充実させるためのより多くの情報を提供するよう促された。

- 28. 実際的な分類に関する問題作業グループは、合意された作業計画の項目(a)、(e)及び(f)について議論するため、2019年7月8日の昼休み中に会合した。
- 29. 作業項目(a)に関して、単回及び反復ばく露後の急性毒性と特定標的臓器毒性の関連性について説明する3つの事例が議論された。最初の2つの事例に関してはグループ内で一般的な合意があったが、3つめの事例については、非公式作業グループは、事例の内容に関して検討するための追加的な時間が必要であると指摘した。ソートスターターは、受け取ったマイナーな編集上のコメントを取り入れるために更新され、非公式作業グループは、次の小委員会の会合に先立ち、電話会合でこの問題に関する議論を再開するだろう。
- 30. 作業項目(e)に関して、非公式作業グループは ECHA により提供されたソートスターターを議論した。それは、加成方式が明示的に記述されていない健康有害性クラスに加成方式を適用する考えに取り組むものである。グループは、その提案にフィードバックとソートスターターで提起された質問への回答を提供した。ECHA はさらなる検討のために彼らの提案を更新することに同意した。
- 31. 作業項目(f)に関して、非公式作業グループは、この問題を徹底的に検討するために、追加のデータが役立つであろうと議論した。一部のメンバーは、ソートスターターで提供された研究において示されたように、すべての業界あるいは、農薬とクリーニング製品業界内のみが、加成方式アプローチにおける 3%のカットオフ値を用いることで、眼に対する重篤な損傷性区分1に対し、真の過剰分類があるかどうかを決めるのは難しいことがわかったと指摘した。AISE の専門家は、議論の中で受け取った意見を考慮し、将来的に更新したソートスターターを提供すると述べた。

E. 誤えん有害性

32. IPPIC の専門家は、小委員会の第 36 回会合で ST/SG/AC.10/C.4/2018/34 に示した提案を基に、強化した提案を提供することを示した。小委員会はその更新を歓迎し、次回会合における提案に期待した。

F. ナノマテリアル

ナノマテリアルへの GHS 分類基準の適用性の検討

非公式文書: INF.11 (Finland)

33. 小委員会は、フィンランドの専門家に代わってスウェーデンの専門家により提供された情報に注目した。それは、非公式文書 INF.11 のパラグラフ 3 に記載された有害性クラスに対する、4 つの選択された工業用ナノマテリアル(単層カーボンナノチューブ、ナノ二酸化ケイ素、ナノ銀及びナノ酸化亜鉛)への GHS 基準の適用性におけるプロジェクトの完了である。スウェーデンの専門家は、本研究の主な結論を簡潔に発表した。プロジェクトのフルレポートは北欧閣僚会議のウェブサイト「で入手可能である。小委員会は、北欧の分類グループが行ったナノマテリアルの分類に関する有益な情報をもたらした作業に感謝した。

¹ http://norden.diva-portal.org/smash/record.jsf?pid=diva2%3A1315194&dswid=-850

G. 物理化学的危険性クラスにおける同時分類と危険有害性の優先順位

2019 年 7 月 9 日に実施した物理化学的危険性組合せに関する非公式作業グループ会議での議論の結果

非公式文書: INF.27 (Germany on behalf of the informal working group)

34. 小委員会は、物理化学的危険性の組合せに関する非公式作業グループが2019年7月9日の昼休み中に、将来の作業に向けて考えられる方法を特定することを主な目的として初めて会合したと報告を受けた。それらの議論の結果は非公式文書 INF.27 で提示された。非公式作業グループの議論の中で、一部の専門家がGHS に危険有害性の優先順位を導入する意図はなく、非公式文書 INF.27 はそれに応じて修正されるべきと指摘したことが言及された。小委員会は、この作業に対してドイツの専門家と非公式作業グループに感謝した。

H. その他

35. 本議題の小項目には文書が提出されていないため、この問題については議論が行われなかった。

V. 危険有害性の情報伝達に関する課題(議題3)

A. 実際の表示に関する問題

化学製品に対する危険有害性情報のデジタル化

非公式文書: INF.7 and INF.28 (CEFIC)

- 36. 小委員会は、非公式文書 INF.7 に提示されたソートスターターに対し、CEFIC の代表と、実際の表示に関する問題における非公式作業グループに感謝した。化学製品に対する危険有害性情報のデジタル化は、緊急かつ重要な課題であり、すべての専門家が非公式作業グループの作業に参加するよう促された。
- 37. 非公式作業グループは、2019年7月9日に全体で会合し、メンバーは、デジタル技術の進歩が危険有害性情報の伝達に関して潜在的な利益を社会にもたらしていることを認知しつつ、作業に対し全般的に支援することを表明した。特に:
 - (a) デジタル情報は従来の物理的な表示に加えて提供されうる;
 - (b) デジタル情報は危険有害性情報の可読性と理解を高めることができる;
 - (c) 特別なニーズを含む補足及び追加的な情報に容易に対応できる;
 - (d) 危険有害性情報の迅速かつ的を絞った更新が提供できる。
- 38. 一部の専門家は、電子的なアクセスを利用できない場合があるので(緊急事態やインターネットのアクセス制限等)、デジタル情報伝達が物理的な表示に取って代わるべきではないことを強調した。さらに、電子ラベルの施行と法的効力に関する潜在的な課題が検討されるべきである。

- 39. グループの作業計画におけるその他の項目(附属書 7 の事例 1~7 の検討と 更新)が簡潔に取り上げられた。様々なオプションが第 38 回会合に向けて提案されるだろう。
- 40. 小委員会は、この作業に対して非公式作業グループに感謝し、この課題に関する今後の議論の結果に期待した。

B. 附属書1から3の改善及び注意書きのさらなる合理化

1. 附属書 1-3 非公式作業グループの作業状況

非公式文書: INF.23 (United Kingdom)

- 41. イギリスの専門家は非公式文書 INF.23 に記載された状況報告を提示した。 小委員会はその更新について非公式作業グループに感謝し、また非公式文書 INF.23 に提示された議題案を用いて、非公式作業グループの会合が 2019 年 7 月 8 日開催されたという報告を受けた。
- 42. 議論の中で、附属書3の可燃性ガス表示への提案された変更に関して、特に問題は提起されなかった。
- 43. 作業グループは、AISE の代表に、彼らが P102「子供の手の届かないところに置くこと」の注意絵表示の条件付使用における問題を提起する際に行った多大なる努力と作業に感謝した。一方、この問題は完全に調査されたものとされ、非公式作業グループはこの問題をこれ以上進めることは支持しなかった。
- 44. RPMASA の代表は、小委員会に、ケープタウン大学医学部の Andrea Rother 氏による「子供の手の届かないところに置くこと」に対する注意絵表示の理解に関する南アフリカのプロジェクトが遅れており、次の会合において彼女が折り返し報告できることを期待していると伝えた。小委員会は、これは重要な問題であるとし、関心のある専門家にこの議題で作業を継続するよう促した。
- 45. 最後に、非公式作業グループは附属書3の第3節における数多くの細かい修正に関するソートスターターについて簡潔に議論し、12月会合での小委員の検討のために、これらの問題のいくつかを進めることに同意した。
- 46. TDG 小委員会の第 55 回会合で提起されたガスに対する表示/プラカードの 視覚的差別化に対する提案に関して質問が提起されたが、TDG 小委員会はこの提案の非公式作業グループの作業への影響のためにまだ検討中である。TDG 小委員会の議長は、TDG 小委員会の報告書(ST/SG/AC.10/C.3/110、パラグラフ 72~75 参照)に記載されているように、議論の結果に関する最新情報を提供した。
- 47. この議題に関連した作業はまだ準備段階にあり、今期2年間で結論づけられない可能性があることが明確にされた。また、その提案が採択されれば、実施に対する十分な時間が与えられるよう移行期間が設けられることになろう。
- 48. 非公式作業グループは、TDG 小委員会における作業を綿密に追跡し、GHS 小委員会が検討のためにこの問題に関心を向ける適切な時期を明らかにするべきであることが提案された。

2. 附属書1への変更案

Document: ST/SG/AC.10/C.4/2019/2 (United Kingdom)

非公式文書: INF.3 and INF.3/Rev.1 (United Kingdom)

49. 小委員会は、非公式文書 INF.3/Rev.1 に含まれた提案が非公式作業グループ 及び事務局の参加者からのいくつかの意見を考慮して起草されたとの報告を受けた。非公式文書 INF.3/Rev/1 がかなり遅れて提出されたことを考えると、提案は情報提供のみを目的としており、作業文書は次回の会合で提出される予定である。

50. また、輸送の表示に関連する附属書 1 の変更は、情報として TDG 小委員会 へも提示されるべきであることが言及された。

3. 附属書3の可燃性ガスの区分と細区分の表示に対する変更案

Document: ST/SG/AC.10/C.4/2019/3 (United Kingdom)

- 51. 本提案が議論された際、アメリカの専門家は、第 2.2 章可燃性ガスの数多くの改定中に、自然発火性ガス、化学的に不安定なガスの区分 A 及び化学的に不安定なガスの区分 B は「区分」あるいは「細区分」と考えられるかどうかで議論があったことを明確にした。本提案で使用された「再区分」という用語とは反対に、使用されるべき用語は「区分」であることが合意された。
- 52. 用語における注意点を考慮した後、本提案は採択された(付録参照)。

4. H410、H411、H412のフランス語版に対する修正案

非公式文書: INF.12 (Secretariat)

53. 小委員会は非公式文書 INF.12 において提案された修正に注目し、この問題を特定した事務局に感謝した。提案された修正は、小委員会の次回の会合で作業文書として提案されるべきであることが合意された。

C. 附属書 4 のサブセクション A.4.3.3.2.3 の検討

54. 本議題の小項目には文書が提出されていないため、この問題については議論が行われなかった。

D. その他

55. 本議題の小項目には文書が提出されていないため、この問題については議論が行われなかった。

VI. GHS の実施 (議題 4)

A. GHS に基づいて分類された化学物質のリストの開発の可能性

グローバルリスト非公式作業グループの状況更新

Document: ST/SG/AC.10/C.4/2019/6 (United States of America and Canada)

非公式文書: INF.10 (United States of America and Canada)

56. 小委員会は、文書 ST/SG/AC.10/C.4/2019/6 にて提出された状況の更新に注目し、非公式文書 INF.10 に反映させたグローバルリスト非公式作業グループの作業計画を採択した。

57. 非公式作業グループは 2019 年 7 月 9 日に会合し、非公式文書 INF.10 に記載されている可能性のある作業の流れを議論した。非公式作業グループは、まずパラグラフ 11(a)及び(b)を実施することが最初の段階であることを理解しつつ、グループの作業計画としてこれらの作業の流れを配置することを支持した。それらの項目には、GHS を実施した既存のリストを特定し、小委員会第 24 回会合報告書の付録Ⅲの指針と比較することが含まれる(ST/SG/AC.10 /C.4/48 参照)。

58. 何人かの代表はこの評価の一部として含めることができるリストを特定した。スウェーデンの専門家はスウェーデン化学庁がある研究を委託する過程であることを示し、パラグラフ 11(a)及び(b)の作業項目をその検討に組み込むつもりだとした。彼はまた、分類リストに関する研究には GHS の実施状況のレビューも含まれることを示した。彼は、既存リストのマトリクスの草案が第 38 回会合における作業グループに提示され、その研究は第 39 回会合で小委員会に提示されると見込んだ。

B. 実施状況に関する報告

1. GHS の実施状況における情報

非公式文書: INF.15 (CEFIC)

- 59. 小委員会は、GHS の実施における情報収集の主な全体目的の一つを支持するものとして、テンプレートにおける作業に対し、CEFIC の代表に感謝した。非公式文書 INF.15 の目的は、専門家からの意見を集め、将来的な提案にそれらを組み込むことであると説明された。
- **60.** テンプレートに含める必要のある項目に関して、いくつかのコメントがなされた。例えば:
 - (a) 所管官庁に関する情報、
 - (b) GHSを実施している分野、
 - (c) 分類リスト、
 - (d) より最新のGHS改訂版の承認と適用、及び
 - (e) 混合物のカットオフ値の詳細。
- 61. 情報を収集する方法や、事務局が受け取った情報を公開するために UNECE ウェブサイトを利用することが今後の提案において確立されるべきであると言及された。

2. 「化学製品の安全性に関する」ユーラシア経済連合(EAEU)の技術規制に関する最新情報

非公式文書: INF.22 (Russian Federation)

- 62. 小委員会は、2021年6月2日以降に発効する「化学製品の安全性」に関するユーラシア経済委員会の技術規制の評議会第19決議(TR EAEU 041/2017)の採択に関する情報に注目した。
- 63. この規則は、現在自主的に適用されている試験方法、分類基準、有害性情報の伝達要素に関する国家標準システム(GOSTs)の枠組みの中で、ロシア連邦において GHS の強制適用を実施する。現在のところ、すべての国家規格は、GHS の改訂第7版に従って改訂手続きを行っているところである。

3. 欧州連合

- 64. GHS 改訂第6及び7版は、欧州議会及び物質及び混合物の分類、表示及び包装に関する評議会の規則(EC) No 1272/2008 の技術的及び科学的進歩の適応を目的として、2019 年3月27日に改正された COMMISSION REGULATION (EU) 2019/521によって、欧州連合の法律へ移行されている(官報 OJ L 86、2019年3月28日、p.1-36を参照)。
- 65. 化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則(REACH)の附属書 II(安全データシートの編集に対する必要条件)の改訂作業が進行中である。それは、EU 規則 2017/542 の附属書 VIII(緊急時の健康対応に関連する調和した情報について)と整合するように、附属書 II を GHS 改訂第 6 及び第 7 版に適合させることを目指している。 この改訂は、ナノマテリアルに関する追加の検討事項にも対処する。改訂された REACH 付属書 II の草案は、世界貿易機関(WTO)への提出(貿易の技術的障害(TBT)通知)及び並行する公開協議に向けて準備中である。

C. 他の団体及び国際機関との協力

1. OECD

- 66. OECD の代表は、GHS の文章 (いくつか参照があるモデル規則や試験方法及び判定基準のマニュアルにおけるそれらも含む) における OECD の参照を更新するために現在作業中であり、12 月の会合にその更新を提出するつもりであることを小委員会に報告した。
- 67. 彼らは、eChemPortal で GHS 分類情報を見つける方法に関するビデオチュートリアルを 2018 年 12 月に公開したことを追加した。そのインターフェイスは eChemPortal の利用を促進するために更新中であり、2019 年 12 月に利用可能となる。

2. バーゼル、ロッテルダム及びストックホルム条約事務局

非公式文書: INF.19 and INF.20 (Secretariat of the Basel, Rotterdam and Stockholm Conventions)

68. バーゼル、ロッテルダム及びストックホルム条約事務局のメンバーは、非公式文書 INF.19 及び INF.20 に記載されているように、バーゼル条約の附属書 I、III 及びIVと、附属書IXの関連事項の検討に関する専門家作業グループ第二回会合の結果を小委員会に報告した。

69. 専門家作業グループの次の会合は 2019 年 11 月初旬に開催され、事務局と同様に興味のある専門家は参加するよう促された。小委員会はその更新に対して事務局に感謝し、今後の進展について報告を継続するよう事務局に要請した。

D. その他

70. 本議題の小項目には文書が提出されていないため、この問題については議論が行われなかった。

VII. GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発(議題5)

71. IPIECA の代表は、石油系物質への GHS 基準の適用におけるガイダンスの更新版が、次の小委員会会合の作業文書として提示されることを小委員会に報告した。

VIII. 能力強化(議題6)

72. UNITARの代表は、GHSを支持する能力強化の努力を継続していることを小委員会に報告した。ウズベキスタンとギニア共和国におけるプロジェクトは、2018年末に終了し、両国は現在、GHS実施戦略を有している。UNITARはガーナで2019年1月に、コートジボワールで2019年3月にGHSに関する導入ワークショップを開催した。ワークショップは、国際労働機関(ILO)と上級専門官の援助を受けて、ドイツ政府とCEFICによって支援された。UNITARはそれぞれの国の実施を支援できるように、これらの活動を促進する方法を探していた。

73. GHS の e-ラーニングコースの一つのセッションが完了し、31 人の参加者の うち 24 人が成功裏に完了したことに注目した。次のコースは、2019年9月23日から 12月4日までで開催される。

IX. その他(議題7)

74. 本議題の小項目には文書が提出されていないため、この問題については議論が行われなかった。

X. 報告書の採択 (議題 8)

75. 慣例にしたがい、小委員会は、事務局により準備された草案に基づいて第 37 回会合の報告書及びその附属書を採択した。

附属書

[Original: English and French]

化学品の分類および表示の世界調和システム改訂第8版 (ST/SG/AC.10/30/Rev.8)の改定案

附属書3

第2節、表 A3.2.2

For code "P203", hazard class "Flammable gases (chapter 2.2)", replace column (4) by:

1 A	Chemically unstable gas A Chemically unstable gas B
IA	Chemically unstable gas B

For codes "P210", "P377", "P381" and "P403", hazard class "Flammable gases (chapter 2.2)", replace column (4) by:

	Flammable gas	
1A	Pyrophoric gas	
IA	Chemically unstable gas A	
	Chemically unstable gas B	
	1B, 2	

For codes "P222" and "P280", hazard class "Flammable gases (chapter 2.2)", in column (4), before "Pyrophoric gas", insert "1A,".

(Reference document: ST/SG/AC.10/C.4/2019/3)